

第2回 湖南省子ども・子育て未来会議次第

日時 令和6年(2024年)8月20日(火)

午前10時～

場所 湖南省役所西庁舎 大会議室

1. 開 会

2. 議 事

1) (仮称) 湖南省子ども計画骨子案について【資料1】

2) 施策内容について【資料1】

3) その他

3. 閉 会

次回開催

月

日 ()

時

分～

第1期(仮称)湖南省子ども計画【骨子案】

I 構成(案)

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の期間
- 5 計画の策定体制

第2章 湖南省の現状及び課題

- 1 湖南省の状況
- 2 アンケート調査結果からみえる現状
- 3 湖南省の子どもと家庭を取り巻く課題

第3章 計画の基本理念、基本方針

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本方針
- 4 施策の体系

第4章 施策の展開

- 基本方針1 みんなで支える湖南省の子どもと子育て
基本方針2 多様なニーズに応える子育て環境
基本方針3 子どもと子育てを取り巻く環境づくり
基本方針4 青年期における若者への支援

第5章 子ども・子育て支援事業量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 児童数の推計
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- 5 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進
- 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

資料編

II アンケートからみえる課題

第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画の基本方針ごとに湖南省の子どもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) みんなで支える湖南省の子どもと子育て

- 家庭教育や子育てについては、個々の家庭の努力を促すとともに、こどもの発達段階に応じて親も学ぶことができるように支援していくことが必要です。湖南省では、離乳食教室や世代間交流、親子ふれあい事業などを通じて、親育ち、家庭教育を推進しています。一方、地域の子育て支援事業（「つどいの広場」や「子育て支援センター」など）の利用については、約4割が利用経験なしといった結果となっており、子育て世帯へ向けて積極的な広報や周知活動を行う必要があります。さらに未就学児保護者に相談先について尋ねたところ、「誰に相談していいかわからないから」と回答した人が4割と多くなっています。相談機関の周知や利用しやすい環境整備を進め、相談窓口の体制を充実させる必要があります。
- 国においては、仕事と家庭の両立について、女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。今後は、男性の育児休業制度の利用や家事・育児の参画をさらに促進するとともに、待機児童対策など、教育・保育サービスの量の確保を行い、一人ひとりの希望する子育てが実現できる環境づくりをすすめることが必要です。
- 地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の機会を通じて、こどもの健やかな成長に重要な役割をもっています。しかし、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、アンケート調査においても、地域活動やイベントなどに参加していない子育て家庭が未就学児保護者で約4割、小学生保護者で約3割となるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されています。地域活動に参加しない理由について尋ねたところ、「自治会に入っていないので情報が入ってこない」と回答した人が約2割、「参加するために費用がかかる」と回答した人が約1割となっており、経済的な理由により地域から孤立しているケースも一部考えられます。また、湖南省の子育て環境で不満を感じる理由について尋ねると、経済的支援について求める意見に次いで多いのが、遊ばせる場所が少ないという意見となりました。経済状況にかかわらず等しく多様な遊びや体験の機会の確保や地域社会との関係づくりの機会を創出し、子ども達や子育て家庭が“ずっと湖南省で暮らしたい、子育てすることが楽しい”と感じられるような地域全体で子育てを応援していく環境づくりが必要です。

- 未就学児の保護者に子育てに関する事業の認知度を尋ねると、「②保健センター（情報・相談事業）」以外の事業は 5 割を下回っています。安心して子育てするためには、子育て支援サービスなど情報提供を充実し、子育て家庭へ広く周知を図るとともに、円滑な利用につながるよう利用者支援の体制を整えていく必要があります。
- 長期休暇期間中のこどもの居場所について尋ねたところ、身近なまちづくりセンターや児童館の役割が期待されている結果となりました。気軽に利用できる場所でのさまざまな遊びの体験機会や、保護者同士の交流や相談の場を確保することは子育て世帯やこども自身が孤立することを防ぎ、地域全体での子育て支援につながります。

（２）多様なニーズに応える子育て支援

- 国においては、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備と安定的な運営を推進し、待機児童の早期解消を図ることが求められています。アンケート調査では、保護者の就労希望で、母親ではパートタイムなどからフルタイムへの転換希望や未就労から就労を希望する保護者が一定数あり、潜在的な保育ニーズがみられます。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。
- こどもが病気やけがで園や学校を欠席したり、学童保育所の利用ができない場合に病児・病後児保育施設などの利用希望が就学前保護者で約 4 割、小学生保護者で約 2 割となっており、さらに利用条件等がネックとなっているという声もあがっています。病児・病後児保育の利便性向上をはじめ、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが重要です。
- 近年の女性就業率の上昇などにより、更なる共働き家庭などの児童数の増加が見込まれる中、放課後の受け皿が不十分などで、こどもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破することが求められています。就学前保護者では、就学後の放課後児童クラブ等の預かり事業を希望する人が6割以上と、ニーズの高さがうかがえます。一方で、小学生保護者では、長期休暇期間中のみの放課後児童クラブ利用を希望する声も多く、今後も引き続き、放課後や長期休暇期間の過ごし方のニーズを的確に把握し、事業を展開していく必要があります。

- 発達に支援が必要な子どもや、外国にルーツをもつ子どもをはじめ、子育て支援のニーズが多様化しており、それぞれに対して丁寧に対応していく必要があります。
- 国においては、ひとり親家庭など経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼすいわゆる子どもの貧困が問題となっています。生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっており、これを断ち切るための支援が求められています。現在の暮らしの状況を尋ねたところ、未就学児保護者では苦しいと答えた人が2割、小学生保護者と中学生保護者では3割と子どもの年齢があがるにつれて苦しいと感じている子育て世帯が増加している状況となっています。さらに小学生保護者に子どもの最終学歴を予想する理由を尋ねたところ、「家庭の経済状況から考えて」と回答した人が約2割となっています。家庭の経済状況から進学をあきらめざるを得ない家庭もあることが考えられます。また、中学生保護者に子育て・教育に関する相談で充実してほしい内容を尋ねると、「進学について気軽の相談できる窓口」が最も多い回答となりました。学校と保護者との密な相談・連携体制の構築や、また、それ以外での相談窓口の充実が求められています。

(3) 子どもと子育てを取り巻く環境づくり

- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。湖南省では、平成29年度に子育て世代包括支援センターとして、「子育て応援サポートセンター」を設置し、各種健診や教室、相談などを通じて支援が必要な家庭に対して、妊娠期からの切れ目のない支援を実施していますが、地域においても子育ての孤立化を防ぐ取組の展開が必要です。
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、子ども本人や家族に自覚がなく、顕在化しづらいことがあります。子どもの生活実態調査では、学校以外の時間で遊んだり好きなことをする時間が十分でない子どもに理由を尋ねたところ、「家事手伝いでやりたいことができない」と答えた子どもが約3割、また、お金がかかることを理由になにかをあきらめたことがある子どもにその理由を尋ねたところ、「お金がかかるから習い事をあきらめた」と答えた子どもが約1割いることが分かりました。さらに家の手伝いをしている子どもで1日何時間手伝いをしているか尋ねたところ、3時間以上と答えた子どもが約2割、家族の世話をしていると回答した子どものうち内容を尋ねたところ、食事の用意、掃除洗濯、入浴や排泄の世話が多くなっていました。このような子どもに対し、福

祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有と連携を密に行い、早期発見・把握をし、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく必要があります。

- こどもや子育て家庭が、安心・快適な生活を送るためには、安全・安心な地域づくりを推進することが重要です。湖南省では、子ども 110 番プレートの設置をはじめ、交通立ち番や巡回パトロール、おかえり運動など地域と連携し、安心・安全な子育て環境づくりを行っています。子どもの生活実態調査では、こどもが選ぶ気軽な場所について尋ねたところ、市から居場所として提供できない場所を除くと公園が最も多くなっています。保護者からも公園の環境整備や、さまざまな世代が遊べる遊具等の設置などの希望の声が多くあがっています。また、道路の整備や安全教育などの交通安全対策を求める声も多く、こどもと子育て家庭が安心・快適な生活を送れる環境づくりをすすめることが必要です。
- 日常的にインターネットや SNS を利用しているこどもの増加にともない、子どもの生活実態調査で気軽に過ごせる場所を尋ねたところ、インターネット空間と答えたこどもが2割、さらに、悩みを話せる人および悩みを話したい人にインターネットで知り合った人をあげるこどもが一定数いました。ネットリテラシーについての教育機会や犯罪被害防止の取り組みや啓発が必要です。

※ 8 月中に追加調査、こども・若者の意見聴取のワークショップを実施し、課題分析ののち素案に反映。

III 基本理念（第1回会議で提示）

本計画においては、「第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画」で掲げた基本理念を継承し、「すべてのこども・若者の健やかな育ちを保障するまち湖南省をめざして」とします。

計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの湖南省を支えるこども達の成長を地域とともに支え、すべてのこども・若者が健やかに育つことのできるまちをめざします。

IV こども大綱との比較および施策体系案

| こども施策に関する重要事項(こども大綱) | | 第2期湖南省子ども・子育て支援事業計画 | 第1期(仮称)湖南省こども計画(案) | | |
|----------------------|-------------------------------------|--|--|----------------------|---|
| | | (基本方針・施策の方向) | 基本方針 | 施策の方向 | |
| 1 ライフステージを通じた重要事項 | (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 | こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等 | 第2期計画で対応する施策がないため第3期計画に追加 (3(3)の中の主な取り組みの中に追加) | 1 みんなで支える湖南省のこどもと子育て | (1)親育ち・親のサポート (2)仕事と育児の両立支援 (3)地域で支える子育て (4)子育てにおける多様なニーズへの支援 |
| | (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり | 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消等 | 2(3)④外国人家庭の子どもへの支援の充実 3(3)②社会性を育む多様な体験活動と遊び場環境の充実 | 2 多様なニーズにこたえる子育て支援 | (1)教育・保育の充実 (2)人材の確保と育成・資質の向上 (3)特別な支援を必要とする児童へのサポート こども大綱 1(6) ○社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援 (4)多様な子育て支援の充実 |
| | (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 | 成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援 | 3(1)⑤思春期における健康づくりの推進 | | |
| | (4)子どもの貧困対策 | 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援 | 2(3)⑤子どもの貧困対策の推進 | | |
| | (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援 | 地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等 | 2(3)③発達に支援が必要な子どもへの支援 3(3)②社会性を育む多様な体験活動と遊び場環境の充実 3(4)①ユニバーサルデザイン・快適な住環境づくり | | |
| | (6)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 | 児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援 | 2(3)①児童虐待防止への取り組みの推進 | | |
| | (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 | こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等 | 3(4)②防犯・交通安全 | 3 こどもと子育てを取り巻く環境づくり | (1)子育て世帯に対する切れ目のない支援 (2)男女がともに担う子育て (3)児童生徒・若者の育成 こども大綱1(1) ○こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 こども大綱 1(2) ○こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消等 こども大綱 1(3) ○プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等 (4)安心・安全な子育て環境 こども大綱 1(2) ○インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 |
| 2 ライフステージ別の重要事項 | (1)こどもの誕生前から幼児期まで | ○妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ○こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実 | 1(4)①利用しやすい相談窓口とわかりやすい情報伝達 2(1)②教育・保育内容の充実 2(1)③地域に開かれた子育て支援の充実 2(2)①人材の確保と資質の向上 2(2)②保育園・幼稚園・こども園・小学校の連携 2(3)④外国人家庭の子どもへの支援の充実 3(1)①安心感のある妊娠・出産の確保と支援 3(1)②子どもの成長と発達への支援 3(1)③小児医療体制の充実 3(1)④食を通じた健康づくりの推進 | | |
| | (2)学童期・思春期 | ○こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ○居場所づくり ○小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ○成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ○いじめ防止 ○不登校のこどもへの支援 ○校則の見直し ○体罰や不適切な指導の防止 ○高校中退の予防、高校中退後の支援 | 2(4)②放課後児童健全育成事業の充実 3(1)③小児医療体制の充実 3(1)⑤思春期における健康づくりの推進 3(3)児童生徒・若者の育成 | | |
| | (3)青年期 | ○高等教育の修学支援、高等教育の充実 ○就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ○結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 | 第2期計画で対応する施策がないため第3期計画に追加 | | |
| 3 子育て当事者への支援に関する重要事項 | (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 | | 1(4)②経済的な負担の軽減 | | |
| | (2)地域子育て支援、家庭教育支援 | | 1(1)①親育ち、家庭教育の推進 1(1)②次世代の親となる世代と乳幼児との交流機会の充実 1(3)①地域の支え合い・助け合いによる子育て支援の充実 1(3)②つながりが広がる子育て支援の充実 2(4)①多様な子育てサービスの充実 | 4 青年期における若者への支援(新設) | こども大綱 2(3) ○高等教育の修学支援 ○就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ○結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 |
| | (3)共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 | | 1(1)③子育て応援ネットワークの充実 1(2)①仕事と育児の両立支援 1(2)②働き方の見直しに向けた啓発 2(1)①教育・保育サービスの充実 3(2)①男性の子育て参画促進 3(1)ワークライフバランスのための企業への啓発 | | |
| | (4)ひとり親家庭への支援 | | 2(3)②ひとり親家庭への支援 | | |